

営 業 の 方 法	
営業所の名称	バー目黒
営業所の所在地	東京都目黒区中目黒〇丁目〇番〇号 △△ビル4階
営業時間	午前 7時00分から 午前 5時00分まで 午後 午後
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法 保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせないが営業所出入口の見易い場所に白色のプラスチックに黒文字にて「18歳未満の方の入店をお断りします」と記載したものを表示する。
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 食べ物は冷凍食品・惣菜類の他、ピーナッツ、柿の種等の乾きものを注文に応じて提供する。酒類以外の飲料は、ジュース類を提供する調理については、電子レンジ等で温める程度。
酒類の提供	提供する酒類の種類及び提供の方法 提供する酒類は、主にビール、ウイスキー、焼酎、カクテル等。客の注文に応じて従業員が提供する。
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 未成年には酒類を提供しない旨の掲示を行い、20歳未満の者と疑われる者については、身分証の提示を求める等の年齢確認を行い、確実に防止する。
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容 ○カラオケ
	時間帯 午前 7時00分から 午前 0時00分まで 午後 午後
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

## 備考

- 1 「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。